



2015.9

# 消費者相談室ニュース

## 「消せる」ボールペンの使用にご注意

「知らないうちに書類の文字が消えてしまいました」という事例が寄せられています。これは、書いた文字が消せるタイプのボールペンを使用したことが原因です。

書いた文字をペン軸に付いているゴムでこするとインクが消える(透明になる)ボールペンがあります。このタイプのペンは、一定の温度でインクの色が消えたり復色したりします。

インク色素がゴムや、対応する消しゴムとの摩擦熱で消えるように作られており、60℃程度で透明になります。夏の自動車内や炎天下、暖房器具の近くなど、高温になる場所では、こすらなくても書いた文字が消えてしまうことがあります。消えた文字は、メーカーによって温度は違いますが、0℃からマイナス 20℃以下に冷やすと、復元させることができますが、今までに消したり、重ね書きしたりしていたものがすべて復元してしまいます。しかし、インクの成分そのものが破壊されてしまった場合は復元できません。

間違いを訂正できる便利なペンですが、使う場面には注意が必要です。訂正の痕跡が残らないため、その便利さを利用して、書類を書き換えられてしまう可能性もあります。

このような「消せる」タイプのペンは、資格試験、公文書、証書類、保存用文書、宛名書き等には使用しないでください。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

## 主婦連合会 消費者相談室

火・木 10:00～16:00  
千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F  
TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864  
URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

